

地域共生論序説

—都市と農村の共生のかたち—

平 嶋 孝

- 1. はじめに
- 2. 都市と農村の共生課題
- 3. 交流と共生のかたち
- 4. かたちの問題と背景
- 5. おわりに

1. はじめに

従来、我が国の都市と農村は一体的な自然環境の中で存在し、農業を通じた相互関係のもとで、生活の営みを調和・循環させる共生の社会を築いてきた。しかし、戦後の復興に向けての急激な高度経済成長は我が国社会構造を工業生産重視型へと大きく転換させ、半世紀ほどの間に世界でも有数の経済大国となつた。この構造転換は、産業構造のみならず、構造的な社会変動⁽¹⁾をもたらしている。

この急激な社会変動は、上流域に過疎化をもたらし、山林・農地を含む集落空間を荒廃させ、下流域では都市災害や自然災害をもたらす不安定さや過密化による様々な都市問題等を引き起こす背景⁽²⁾を形づくっている。このことは、農村と都市とのアンバランスな相互関係によって過疎と過密をもたらしているだけではなく、地域社会において調和・共生しない人間関係が築かれてきていることを意味し、均衡のとれた都市と農村との共生関係を再度見直すことが必要である。

持続的で豊かな地域社会⁽³⁾を築いていくためには、従来の社会関係が崩壊している都市と農村において、地域共生という視点から個々の領域を越え、地

域全体がひとつになった共生関係に修復しなければならない。そのためには、地域共生の価値観と連帯性の回復による新たな社会結合のもとで均衡ある社会への再編成が求められている。農村地域では、都市と農村がヒト・モノ・情報の双方向⁽⁴⁾のコミュニケーションによって交流し合える新たな地域組織の設立やシステムの統合化が並行して進められている。

本稿では、都市と農村の共生関係の再編を図るために基礎的研究を行うことを目的に序論的考察を行っている。本研究にあたっては、都市と農村の交流の受け皿となっている交流活動拠点施設（以下「交流施設」という。）を都市と農村が相互に協働し合い再生産を行う「共生の場」として位置づける。その場の有効性を発揮させるためには、従来の領域の枠組みを超えた視点から地域共生のあり方を考察する必要がある。研究の方法は、まず、都市と農村の共生課題を整理し、相互に生かし合うための関係性が、共生の場において、どのような「かたち」で出現し、新たな社会結合と社会的連帯を生み出しているかについて考察する。つぎに、共生の場の「発展と発達」をいざなうコミュニティ・ビジネスの活動領域となる定住生活圏⁽⁵⁾の設定を交流活動の位置的関係から検討し、低迷する交流施設の事例をもとに「共生の場」が備えなければならない機能要件を明らかにすることを通して協働する地域共生社会のかたちをみていただきたい。

注

- (1) 農家兼業化・混在化は、農村社会における農業生産による結びつきを弱め、社会的性格を変質させている。中山間地域の過疎化は、人口の再生産が困難となり、従来的な社会関係の維持を困難にしている。平成2～7年の5年間で消滅した集落は102ヶ所あり、小学生がいなくなった農業集落数は、5000にも上る。
- (2) 農林水産省編『農業の動向に関する年次報告』（農林統計協会、1998年）280～338頁。
- (3) 徳野貞雄「少子化時代の農山村における地域社会の担い手研究」（基盤研究、1999・3）において、「システム過疎論」から、現在の農山村社会は人口増加時代にできた制度やシステム、そして社会意識が現状の農山村社会を維持していく上で適合しなくなっていること指摘する。
- (4) 武内和彦・農村生態系計画研究会編著『環境時代の農村整備』（ぎょうせい、1996年）17頁。

- (5) 都市と農村とは、互いにその足らざるを補うと言う点での相互依存と相互補完的機能を有しており、人間が生きていく上で環境を共有し合い、共生関係を形作っている。この相互依存すなわち、自活できる生産と生活（営み）のシステムを維持することができる生活圏を定住生活圏と定義する。

2. 都市と農村の共生課題

(1) 共利共生

都市と農村の共生を考える上で、地域環境に対して共同して対処できる共生意識の確立に向けた意識の変革が必要である。持続可能な地域社会⁽¹⁾の再編成は、「循環」を共通目標において人間の価値観や生活行動のあり方などを問い合わせ、技術革新のみならず、ライフスタイルの変革を通じた地域共同体としての営みの中で改善していく努力が必要である。

そのためには、市民意識、すなわち住民相互が自主的にライフスタイルの変革に取り組む明確な共生意識のもとに、主体的に参画しながら連帶することのできるコミュニケーションの受け皿（場と組織体）と、受け皿を支える協働システムの確立が必要である。「共生」とは広辞苑等によれば「ともに所を同じくして生活すること」、「異なる種の生物同士が行動的、生理的な結びつきを持ち、一所に生活している状態。共利共生（相互に利益があること）、片利共生（一方しか利益を受けない）とに分けられる。寄生も共生の一形態」とされている。この定義から、共生社会とは「有限の環境のもとで様々な環境構成要素や機能がそれぞれ独立した形態を取るのではなく、有機的に結びつきながら環境を形成し、多様な生物の存在と共生の関係を相互に認め合い、新しい結合関係の樹立を目指す社会」⁽²⁾として定義される。別の視点から、共生関係とは、個人相互間での共生、集団内での共生、社会環境との共生、地球環境との共生あるいは地域間での共生、すなわち地域共生と言うように、「お互いの違いを認め合って、生かし生かし合う双方向的関係を創出すること」とも定義される。

では、都市と農村との共生は、どのように定義されるであろうか。

アーノルド・トインビは、『爆発する都市』の中で、「都市とは、その住民が都市の境界の内部で、生きていくために必要な食料の全部を生産することができない人間居住地域である⁽³⁾」と定義した。都市が生きていくためには、農村からの供給を待つ外部依存の共生環境を必要としている。これに対して、都市の農村に対する役割は、加工品（自動車、テレビ、食器等）の供給と、種々都市サービス（政治、行政、商業、教育、文化、医療等）の提供である。つまり、都市はその生活に必要なものを輸入し、反対に農村部に必要なものを輸出することによって成り立っている、といえる。つまり、都市と農村は、地域共生なくしては存続し得ない関係であり、共利共生の関係にあると定義することができる。都市と農村との共生関係は、生態系を形成する食物連鎖のピラミッド構造にも類似している。都市を核とする地域社会の中で農業・農村を営み得る環境が存在しなければ、都市は存在できないのである。この相互依存関係は逆の意味でも都市は都市のみ、農村は農村のみで成立しないことを意味している⁽⁴⁾。

都市近郊の農業をはじめ多くの農村は、農家兼業化・混住化等を顕在化させ、特に、中山間地域の大半を占める過疎地は、一層の少子・高齢化の深まりの中で、人口の回復ができず、従来的な社会関係を希薄化させ、集落環境を荒廃させているだけではなく、村落そのものを維持することができない地域を多発させている。

このことは、農村地域において、健全なる生産・生活環境の保全と管理を適切に行うことができなくなった社会状況を生み出していることを物語っている。ひとつの環境共生圏を形づくる地域環境の保全と管理の責任主体は、地域生活者のみにあるのか、それとも地域社会全体で考えるべきことなのかについての問い合わせもある。また、今日の社会は、モビリティー社会である。住民は、その活動と目的に応じて移動するため、住民の生活そのものが従来のようにひとつつの自治体の領域で完結するということが少なくなってきた⁽⁵⁾。住民のニーズ、すなわち人の活動範囲は、自治体の領域を越えて広がっており、広域的かつ、高度な対応を自治体に求めている。そのような点からも、これから都市と農村は、個々の領域の相互活用と補完関係の強化を行いながら段階的

に一体化しなければ持続可能な地域社会を保てない時代を迎えている。

（2）自律共生

20世紀の都市と農村の共利共生の関係は、主と従、強者と弱者、先進国と途上国、マジョリティ（多数派）とマイノリティー（少数派・弱者）、個人と組織、男性と女性などの二元論の中で、激しい「対立」と「敵意」と「闘争」の時代であった。また、もう一方では、曖昧さともたれ合い的な「対和」と「調和」による「平和」の共存路線上にあった。これからの都市と農村の共利共生の関係は、双方の緊張関係をはらんだ「自立」と「自治」、「共生」と「交流」を経て、「自己責任」と「協働」をテーマにした「共利共生」の時代を迎えようとしている⁽⁶⁾。

我が国は21世紀初頭から少子・高齢化社会に直面する。人口減少社会⁽⁷⁾は、空間的、時間的、経済的に、ゆとりと文化を生み出す社会であり、ある意味では、資源の有効的な循環によってゴミの出ないゼロ・エミッഷン文化⁽⁸⁾を生み出す社会である可能性を秘めている。そこには、個人の自立を基本とした「多様性と連帶の共生社会」⁽⁹⁾によって、安心と夢を育める環境が出現するならば、人口減少社会こそ幸せな暮らしが出来るとするプラス要因も考えられている。その反面、我が国の人団問題を考える場合、地球規模での人口増大の問題も視点に入れておくことが重要である。世界人口は、昭和25年（1950）の25億人から現在の60億人へ、さらに平成62（2050）年代には100億人に達すると予想されている⁽¹⁰⁾。たかだか100年の間で4倍に世界の人口が増大することは、地球環境や地球資源に及ぼす影響が多大である。食料をはじめとする生活物資の大半を海外資源に依存する日本経済は、どのような方法で安定した供給体制を確保するのか。国際社会との共生関係のあり方が問われているだけに、その取り組みがこれらの食料・農業・農村政策、ひいては我が国の都市と農村の共利共生の関係にも影響を及ぼすことが予想される。

我が国の場合には、国際的視野からの食料及び人口問題に対する国民的認識が、希薄である。これは、これまでの中央集権体制のもとで一般の日本人の精神構造が行政依存型の思考にならされ過ぎており、自己責任の原則⁽¹¹⁾に基づく主体的に考える思考が育まれていないことなどに原因している。全体システムと

しての地方分権型社会への転換と、経済活動を含めた共生意識のもとで、ひとつの定住生活圏としての都市と農村が自給自足の共生関係を再構築するサブシステムを構築することが出来るかどうかに関わってくる。また、これからの人口減少社会は、統計的にみても子供のいない世代や単身者が増大することを示している。社会の構成単位である家族の変容と少子化に対して、地域社会が協働して子供の健全な人間的成長を育む受け皿となる環境を守っていけるか⁽¹²⁾という問い合わせがある。現実の都市部や過疎地域では、子供の健全な成長を育み、住民相互の交流を深める地域コミュニティーが変容、解体しているため、基礎的な住民サービスを受けることができない地域が出現している⁽¹³⁾のも事実である。この様な状況は、少子・高齢化問題を一層深刻にする背景的要因となっている。それぞれの自治体が相互の領域を越えて、これらの社会問題について住民が意見を交わすことのできる交流の場を設け、地域情報を共有化しながら、いざという時には地域社会が様々な課題や制約条件を越え、地域住民自らが協働し、支え合うことのできる自由な関係が日常生活の中に築かれているかどうかに関わってくる。それは、自律的な市民のもとで、支え合うことのできる地域社会を地域そのものがどう築いてきたか、今後の「地域社会のあるべき姿」についての問い合わせでもある。

注

- (1) 飯島伸子『環境社会学』(有斐閣ブックス、1993年) 140～141頁。
- (2) 坂田義教・穴田義孝・田中豊治編『共生社会の社会学』(文化書房博文社、1996年) 199～220頁。飯島伸子・鳥越皓之・長谷川公一・船橋晴俊編『講座 環境社会学、環境社会学の視点』(有斐閣、2001) 63～87頁。
- (3) アーノルド・トインビ著、長谷川松治訳『爆発する都市』(社会思想社、1975年) 29頁。
- (4) 加藤勝美『都市と農村連合の時代—真の共存共栄をめざして—』(ぎょうせい、1980年) 58～60頁。都市と農村は、二分化されるものでなく、都市と農村は連続的な生活環境の下に置かれているとする。
- (5) 佐藤克廣『自治体の広域連携』(公人の友社、2000年) 2～14頁。
- (6) 坂田義教・穴田義孝・田中豊治『共生社会の社会学』(文化書房博文社、1996年) iii～iv頁。
- (7) 厚生省監修『厚生白書－少子社会を考える』(ぎょうせい、1998年) 8～45頁。

- (8) 本田裕志「環境問題と消費生活」加茂直樹・谷本光男編『環境思想を学ぶ人のために』（世界思想社、1994年）277～298頁。
- (9) 経済審議会『国民生活文化部会報告〇報告書』
(<http://www.epa.go.jp/99/e/199906629e-kokumin.html>) 1～18頁。
- (10) 吉田隆彦『日本はなぜ縮んでゆくのか』（情報センター出版局、1999年）114～118頁、183～204頁。岡崎陽一『日本人口論』（古今書院、1999年）121～126頁、157～172頁。
- (11) (8)の部会報告において「個を中心となる社会の全体像」が示されている。これまでの高度経済成長によって形づくられた企業中心型社会が変容し、従来のような生活集団としての機能は弱まり、個人の自己実現を図っていく「個」が中心となる社会に移行する。個人の権利を尊重すると同時に自己責任を基本とする社会である。
- (12) 元木久男「地域社会における育児をめぐる共生」坂田義教・阿山光利・宗像哲男編『21世紀に生きる共生』（学文社、1997年）95～117頁。
- (13) 石川英夫『環境問題と農村空間』（農林統計協会、1993年）66～76頁。
杉山道雄『環境保全と山村農業』（日本経済評論社、1991年）1～17頁。

3. 交流と共生のかたち

（1）相互理解

地方分権の時代に対して、これからの中山間地域は隣接する町村相互の自主的な構想すなわち共通目標の実現を目指して、複数の市町村との間に広域的な連携を「むすぶ」時代を迎えている。町村ごとの異なる特性や共通する環境などそれぞれの利点を生かしあう関係づくりが新たな地域づくりを進めるための前提条件である。

多くの自治体は、連携の必要性を認識しているものの、内部的課題の解決や内部統合ができていないため、地域内の連携が進んでおらず、領域を越えての広域的な連携は行政レベルで止まっている。熊本県球磨郡多良木町、湯前町、水上村の3町で構成される奥球磨広域連携推進協議会も同様の「なやみ」を抱えている。この推進協議会は、平成8年4月に上球磨地域連携推進協議会の名称で設立された。平成10年度に「奥球磨」という広域的な名称のもとで観光ピーアル、特産品のブランド化をめざすため現在の名称に変更した。産業振興などの一定部門の外部効果はあったが住民生活の質的向上などの面において、

その効果が見られなかった。その反省とこれまでの実績を踏まえた広域連携の今後の方向性と可能性をまとめた「奥球磨広域連携ビジョン」が平成12年7月に策定されている。このビジョンでは、人口減少、超高齢化、過疎化、主要産業である農林業の後継者不足、既存商店街の衰退などの共通課題を町村単独で対応するのではなく、地域が連帶して、その問題の解決にあたることの必要性を示している。また、広域連携を図る基礎として地域住民が交流を通してお互いの理解や共感を深め、連携意識を養うことを統一行動目標とした点に着目したい。具体的な統一行動方針は、住民向け・住民参加の広域事業、奥球磨ブランドの確立、情報発信後の受け入れ体制整備、事業内容のマンネリ化の防止などを含めて「公共施設の共同利用や情報の共有、教育、福祉、産業、など様々な分野で連携を確立し、民間活力の活用や執行体制の見直し」である。

この事例からも広域連携の効果が発揮できていないのは、調整者たる主体が行政主導のもとに外部効果を優先させ、上記のように地域内での事業化に向けての内部課題の解決や問題の共有化などの本質を後回しにしたためである。これまでの交流事業は、住民参加のもとで官民協働による事業を推進することが提起されている。事業化の意志は、地域の代表者から構成される委員会方式のもとで決定されている場合が多い。この意思決定により、一定の成果を得ている交流施設は、その事業の進め方を情報公開し参加と協働の創造を促す機会を地域生活者に提供しながら理解を得ている。しかし、現実的には、施設の運営管理、地域経営の理念、経営方針の設定、行政・地域生活者・地場の企業との役割やかかわり合いなどの説明責任と事業主体の責任についての議論があまりなされていないケースが多い。日常の利用者である地域生活者は都市生活者が求める多様なニーズの受け手であり、受け皿のシステムを形づくる受け手（人的資源）としての存在と価値が事業者において、あまり認識されていないのが実情である。

これまで、中山間地域では「都市と農村との交流」をキーワードに地域の活性化をめざす交流施設が整備されている。過疎化、少子高齢化等の厳しい現実に直面する中山間地域では、交流施設の事業成果は死活問題である。交流活動を通して、交流人口を増大させることにより公的サービスをはじめ、各種サー

ビスの機能を高め地域の活性化を促すことを意図している。それによって就業機会が拡大し、過疎に対する歯止めと定住化を推進し、都市と農村との均衡ある発展を期待する。成果を上げている交流施設には、財政力や人材＝地域リーダー等の不足の現状を逆手にとるしたたかな創意工夫が官民協働の中で展開されている。限られた人材を最大限に生かす適材配置、広域的な活用を図るPR活動、類似施設の共同利用や運営協力によりコストの低減や効率化などを通して、総合的な視点から地域資源の特質を最大限に發揮させるコミュニティ・ビジネスへの転換が図られている。この転換には、地域生活者のアイデンティティと優れた地域リーダーの存在のもとで選抜され優れた人材による機能的相互依存関係（地位と役割）に基づくシステムの統合が行われている。

交流施設は、農林業を核にしたアグリビジネスの六次産業化をめざす実験プラントとしての性格を持つだけに人的資源の効率的かつ総合的な活用を抜きにしては考えられない。付加価値を高めた加工品の効率的な生産、少量作物の計画的な量産化、都市住民との交流を深める地域ブランドの確立⁽¹⁾などに向けて、地域農家の連合体である生産者集荷協議会などの新たな地域組織の設立による社会統合とシステムの統合が並行して進められている。その活用と強化を図るためにには、地域経済活動の交流拠点となる受け皿の役割機能を地域農業者と非農業者とが相互に理解し合い、内発的に協働し合う関係（役割と期待）を構築することがますます必要になっている。

中山間地域の農業は、立地条件から小農的な要素⁽²⁾が強く、その方向も多岐にわたり多様性を持っている。単に、規模拡大を望むのではなく、「人間のいのちを支える⁽³⁾『農産物の生産と「豊かな環境」のもとでの地域づくりを基本に置くべきである。都市の命を支える「いのちの産業」、「教育・文化の産業」、「景観や自然と共生する産業」としての役割を担っているとする誇りがなければ地域活性化はあり得ない。農業・農村の内部だけで、これまで述べた問題を解決することは困難であり、地域内の他産業や周辺都市とも連携し合いながら地域社会の中で共生する価値観を構築していくことが地域らしさを持続させるための条件となっている。農村地域の問題は都市問題でもあり、定住生活圏としての視点から土地の適正利用、環境保全問題などを総合的に考える地域

環境管理の時代を迎えていながら、「わが町」、「わが村」という地域概念を越え社会的価値を相互にわかちあう共生意識の形成こそが地域発展に向けての前提であることが確認できる。

これからは、都市化が進展する。そのため、中山間地域の自然環境が有する多面的な機能や社会的な価値⁽⁴⁾に対する評価が高まってくる。以上のことから地域再生の基本条件は、地域生活者が豊かな環境の中で暮せることに自信を持ち、その魅力を再認識し、日常の生活を楽しみながら気軽に参加できる受け皿づくりが欠かせない。そのためには都市と農村が相互に「生活提案⁽⁵⁾」情報を受発信できる「交流と共生のかたち」をどのように創り上げるかが課題となる。

（2）相互連携

都市と農村との交流活動で期待されている効果の順位は、広域連携推進に係るアンケート調査等⁽⁶⁾から、地域特産物の販路拡大、観光客の誘致による経済効果、観光の通年化、新たな雇用機会の拡大等である。都市生活者は、農村に内蔵されている地域資源（人材・伝承技術・伝統文化・自然等）の活用に関する経済的欲求だけではなく、都市の閉鎖的な環境からの開放⁽⁷⁾を基調にした人間らしい営みに対する欲求を高めている。農村側の都市との交流に対する期待は、過疎をくいとめ、にぎわいを取り戻し地域経済の活性化による生き甲斐と経済的利益を期待している⁽⁸⁾。これからの都市と農村との交流には、多様な交流の「かたち」が求められる。全く異なった施設や遠隔市町村、社会環境や経済状況が異なる大都市など、様々な組み合わせを考えられるだけに、従来の枠組みを越えた視点から連携のあり方や提携・連帯等の進め方が考えられる。現実的には連携を結ぶパートナーとそれをプロデュースするコーディネーターの在りようによってその形態が変わる。

連携の「かたち」としては、姉妹都市提携、産消提携⁽⁹⁾、ふるさと交流協定、ふるさと会員制度、オーナー制度、防災支援協定、流域連携協定、広域連合、広域合併などがあり、それぞれの問題意識のもとで交流の「かたち」がつくられている。都市と農村との交流活動を例にとると都市側に向けて開かれ、農作業体験、森林学習体験、陶芸・竹細工・ワラ細工などの伝統工芸体験など、

農が持つ社会、環境、文化、産業、教育⁽¹⁰⁾の五つの面から各種の特性に対応して体験プログラムが用意されている。それを支援する受け皿として、民宿、市民農園、観光農園などの民間施設と公的機関の交流拠点施設（物産館、研修館、温泉館、資料館等）がある。これらの施設間の相互連携に基づく調整と情報ネットワーク化は、一体的な交流環境を形づくる上で極めて重要である。その原動力は、調整機関である各種運営協議会やふるさと財団、人材バンク、環境保全基金などの組織的な運営によって持続的に支えられている。農村を舞台にした交流活動は、「農の営み」そのものを地域資源とし、農家と非農家の日常レベル・地域レベルで地域活動を共生の「かたち」として捉えることができる⁽¹¹⁾。その「かたち」は、都市生活者が「体験したい生活」の場として期待している農家・地場産業・資源環境・文化風土の時系列に対して、交流活動のテーマである食、居住、ツーリズム、情報・アンテナショップ、社会貢献活動、余暇・文化・レクリエーション、医療・福祉、教育、雇用などのジャンルから主要な交流活動を表－1のように整理することができる。この表からも、都市と農村が共生し合う「かかわりのかたち」に相互に依存し合う関係を見ることができる。

この一連の交流活動は、「農の営み」の中から生み出される個々の行為システム（交流活動）の連鎖によって「つながり」と「かかわり」を生み出し、その中で共生関係を築いているといえる。図－1の「地域づくりの制御ヒエラルキー」⁽¹²⁾に示すように、ひとたび「つながり」のシステムの糸が切れれば、次の行為システムに「物質・エネルギー」の条件と「情報」が伝達されないために機能停止に陥ってしまう。中山間地域での集落崩壊がこのことを物語っている。混住化、世代交代などの様々な状況においても段階ごとの行為システムが常に伝達され持続的に再生させる自己組織性⁽¹³⁾と様々な危機に対応できる適応性を地域に持たせることが地域づくりの原則であることも併せて見いただせる。

表－1で示した交流活動は、竹林のリゾーム⁽¹⁴⁾に例えることができる。このリゾームは、まだ多くの交流活動の芽を育んでいる状態であり、リゾーム自体が多くの芽を適切に育てる意欲と、その環境状態を適切に管理する意志のポ

テンシャルによって、その成長が決定される。意欲と意志を持続させるためには、総合的な管理を司る調整組織の役割を明確に位置づけることが全体のシステムを維持していく上で必要である。この調整組織は、交流活動の効果を評価し、全体の成長発展を総合管理するマネージャーとしての重要な役割を担っている。

地域の活性化を図るために、利用者の多様なニーズに応じられるように「農の営み」を総合的に関連づけるコミュニティ・ビジネスの協業化が必要である。都市生活者が求める交流活動は、それぞれに独立して存在するのではなく調整組織の仲介のもとで地域の担い手が相互に連携できる関係性の中でこそ成立する。

地域ごとの農の営みは気候風土に培われた文化であり、都市から失われた文化でもある。調整組織は、個々の農の営みをむすび地域文化のヒエラルキーを

表-1 農の営みと交流活動

	農家	地場産業	資源環境	文化風土
食	有機栽培 農業指導 棚田体験	体験農園 オーナー制度 農産加工	農産物直売 オーナー制度 市民農園	農村レストラン
居住	ファームイン 体験民宿	オートキャンプ場 民家村	民家再生 リサイクル	田園居住
ツーリズム	農作業体験	アグリツーリズム	エコツーリズム グリーンツーリズム 野鳥観察	史跡・文化財の再 発見 祭りへの参加
情報 アンテナシ ョップ	果樹園 百円市場	観光農園団地	道の駅、温泉館 ビジターセンター 物産館等交流施設	郷土料理
社会貢献 活動	伝統技術学習	援農 森林ボランティア	グラウンドワーク	歴史ボランティア 伝統行事の継承
余暇・文化 ・レクリエ ーション	体験民宿	クラインガルテン 付宿泊施設	伝統工芸体験 散策道 農山漁村景観	創作・表現活動 エコミュージアム
医療・福祉	薬草・薬木学習	園芸療法 アニマルセラピー アロマセラピー	クアハウス(温泉) 森林浴	転地療養
教育	体験実習	農林漁業体験	環境教育・森林学習 自然教育	山村留学
雇用	生活技術学習	農業パート	職業トレーニング	歴史ガイド

織り分ける機織りととしての役割を果たしている。このことからも交流活動を適正に運営管理するためには調整組織の機能性を高めていくことがカギである。

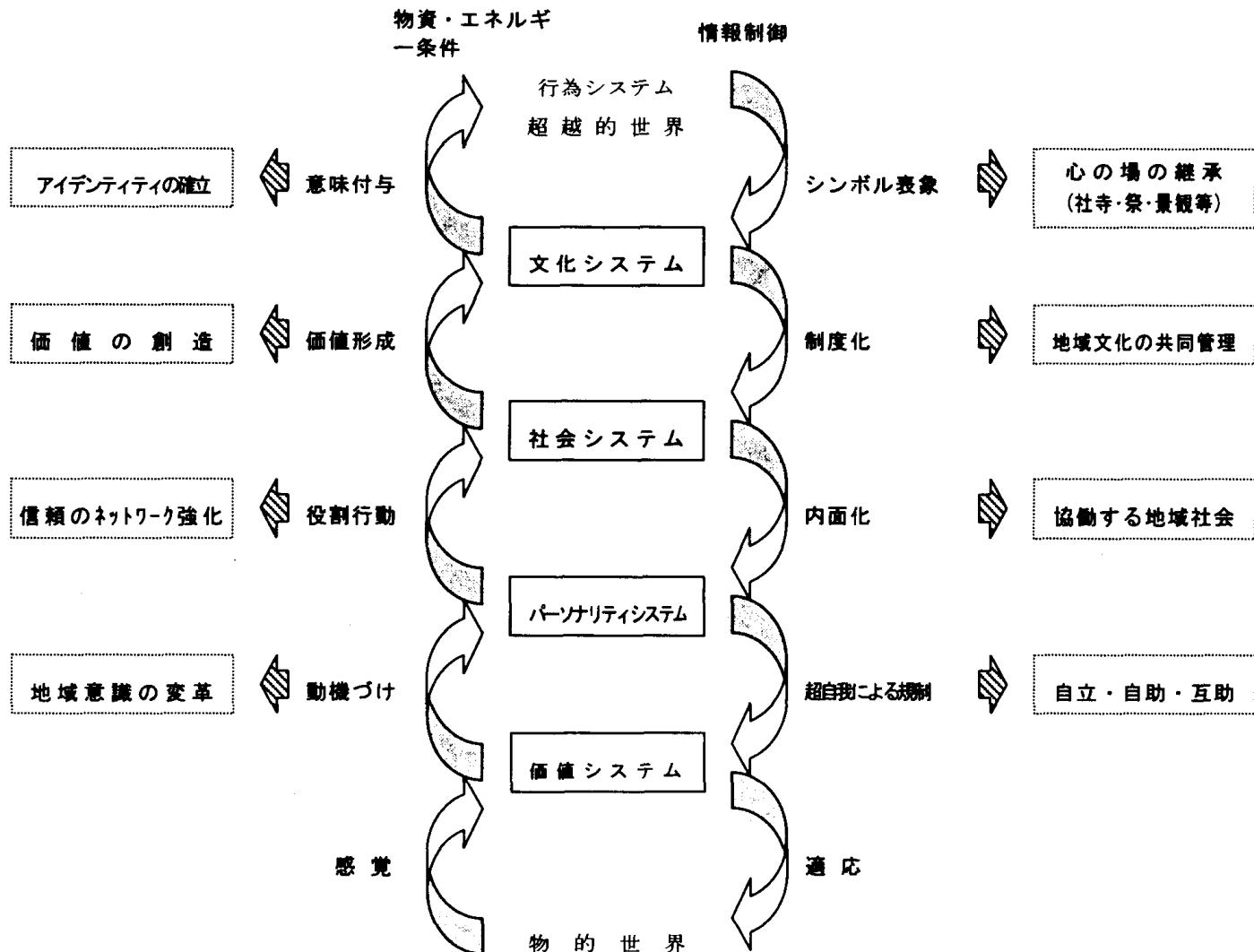


図-1 地域づくりの制御ヒエラルキー

(3) 共生のかたち

全国各地で取り組まれている都市と農村との交流活動は、地域における様々な問題意識や危機感がその背景にある。それらを開拓するための戦略として、地域内だけで問題解決を図るのではなく、環境が似通った隣接する市町村と協働し、あるいは県境を越えた広域的な取り組みの中から問題解決の知恵を得ることである。

本節においては、都市と農村との共生関係がどのような「かたち」から生まれ、新たな社会結合と社会的連帯が出現しているかについて交流の位置的形態から類型化する方法⁽¹⁵⁾で共生関係を考察し、地域共生の領域設定のあり方を検討する。「共生のかたち」は、次の5つに類型化される。

第1は、大都市に隣接する近郊農村、中小都市と接する農村部との間に生じているラーバン型の共生関係である。食の安全性と新鮮さを求めて、生産者と消費者の認識が一致して、有機農産物産直による産消提携がこの事例として取り上げられる。この事例は、消費者と生産者との間における役割行動が「信頼」という「かたち」で結びつき、有機農産物を確実に確保したいとする都市生活者のニーズが、仲介人である生協やアンテナショップ等によって組織されて消費者と農家の社会結合を強化する。この結合によって、都市と農村との新たな連帯意識が芽生え、産地との『直接提携』から地域交流活動へと広がっている。

第2は、「いのち」の水を中心に環境的な「つながり」と物質循環の「結びつき」を軸に営まれてきた流域型の共生関係である。これまでの上下流の関係は、用水の量や質をめぐる争い（悪水放流、水質汚濁等）やダム建設など治水利水の面から対立する関係によって上・下流の交流は不仲であった。しかし、上流域の水源涵養などの環境保全対策が下流域から海域までを含む地域生活者の生命財産を守る上において、重要な役割と機能を果たしていることが広く知られるようになっている。

その他、都市ゴミの最終処分先の確保や、畜産し尿処理問題から堆肥化までのリサイクル農業など、都市と農村における環境問題は広域化している。そのため、それぞれの地域のみでこれらの問題を解決するには限界があり、流域内における自然の再生機能やメカニズムに基づいて、資源が循環する環境保全システムを流域内で構築していくことが重要である。都市と農村との共生関係を安定的に保つためには、流域型共生を基本において広域連携や地域環境管理を行う地域振興策の推進が必要である。

この考え方方に立つ下流域は、上流域からの恩恵を受ける側であり、上流域の山村振興や環境の保全維持に係る財政負担（水源税・水源基金等）をし、流域

全体がひとつの環境の中で共生しているとする流域経営、すなわち地域共同管理の観点から「連帶・連携」する必要性を感じている。

その事例として、菊池川流域の自治体によって制定された我が国最初の統一条例⁽¹⁶⁾である「河川をきれいにする条例」がある。この条例は、有明海の河口部に位置する玉名市があさりの漁獲量の激減する中で水質に対する危機意識を深め、水質問題の改善を菊池川流域の自治体に働きかけた。その努力もあって1989年10月には、21市町村からなる「菊池川流域同盟」を組織するという「かたち」でまとまり、官民連携による「菊池川サミット」が開催された。その会場において「菊池川浄化共同宣言」が採択され、流域統一条例の制定が方向付けられた。それぞれの市町村において、菊池川に流れ込む身近な河川の美化・浄化から取り組むべきという趣旨のもとで統一条例が議決されている。この統一条例は広域的環境管理の先駆的事例といえる。

森林の保全を図っている事例では、筑後川上流域森林公有化協議会（1999.11）が県境を越えて上流域の連携組織を設立し、下流域の自治体に山林取得などの協力を求めている。また、水源域の涵養と地下水保全を目的にした連携事例としては、熊本市と西原村の森林整備協定（2000.1）などがある。これらの事例は、管理すべき対象の環境空間が一つの自治体で完結せず行政領域を越えて展開している場合には関係する自治体が連携して問題の解決にあたっていることを示している。

第3は、地理的、地形的条件等が異なる市町村が文化交流や経済交流を通じて共生関係を築く遠隔交流型の共生関係である。このタイプは、遠隔地の市民同士が、出身地や同窓会など何らかの「きっかけ」をもとに、特定の作物あるいは地形的特性、文物などの共通課題や目標をテーマに集団的に交流し合う中で行政が関係性を強化する姉妹都市提携等を「むすぶ」タイプである。このタイプは、市町村及び各種団体、個人がその維持、発展を目指しているが交流締結の段階から行政主導型の組織化になりマンネリ化する体質がある。そのため一定の段階から「特定非営利活動法人（NPO法人）」化し、行政は補完性の原理に基づいてこれを支援し全体を統括する段階を当初から計画しておくことも必要である。姉妹都市提携において防災支援協定などの各種協力関係の締結

は、地域づくりに対して各種の情報をもたらし地域の研究比較により目標設定が明確になるなどの効果を生んでいる。また、住民相互においても交流活動を通して地域問題への意識強化や新しい生活文化の創造がなされ、「地域振興・経済振興」などの面でも効果を発揮している。

以上が、位置的関係から類型化し「都市と農村との共生」をもとに共生関係の事例的検証を行った。この検証から熊本県の地形的、地理的空間特性から下記の2点を加えて「共生のかたち」の基本形態としたい。

第4は、流域型共生が、上下流の共生関係であるのに対して、複数の県境を越えた海域での生活・生産活動を営む海域型の共生関係である。八代海や有明海のような閉鎖性海域（内湾）は河川の延長線上にあり、ひとつの共生領域とする位置づけも考えられる。しかし、海域は真水の環境からなる流域と異なり塩分を主にした環境から構成されており、生活・産業形態も異なるため一つの共生関係として捉えることはむずかしい。海域型共生の事例としては、生活の場であり生産環境の場の保全を目的に海の自然や産物、環境保護などをテーマにした連携活動がある。有明海・不知火会フォーラムや有明海サミット、干拓サミットなどが開催され、問題が提起されている。その内容は、地域生活者の参加による観光誘致、漁業体験などをテーマにした地域問題から広域生活者の参加のもとで干潟や海の環境問題を考えるテーマへと広がりを見せてている。これまで、海の自然循環能力がまだ高いからは、下水汚泥などの海洋投棄やのり網の酸処理、フグのホルマリン消毒、流域レベルでの水質汚染問題を許容してきた。諫早湾干拓に派生する有明海のノリ不作問題や川辺川ダム建設にからむ八代海の環境問題など公共事業のあり方と絡んで問題を複雑化している。豊穣の海を死の縁に追いやっている現状からしても、これ以上海を汚したくないとする思いが共生意識を高め、県境を越えた環境保護運動へと展開している。

第5は、過疎地域の周辺農村と地方小都市が連携し、大都市に対して双方向の交流⁽¹⁷⁾を行う地域型の共生関係である。この共生関係⁽¹⁸⁾は、地理的にも歴史的にも同一の基盤、背景を有する過疎地域が地方小都市と広域連合を結び、同一目標の設定のもとに条件整備から諸行動を立ち上げ、信頼関係を醸成していくタイプである。この事例としては、「筑後川上流域森林公有化協議会」や

熊本県・宮崎県にまたがる九州山地の原生林を守る活動（ブナの林を育てる会）、九州脊梁の山間地域を中心とした高地で広域観光を推進する「九州ハイランド連絡協議会」等があり、上流域がひとつの定住生活圏として相互に連携し合っているのである。

これまで述べた5つの「共生のかたち」は、定住生活圏の範囲・領域を検討する上でもモデルとなる。これまでの検討から環境循環型社会の構築を前提とするならば、広域的な環境管理が総合的に実施できる流域型共生を基本とすべきである。この考え方で今後の広域連合や広域レベルでの市町村合併を検討すると、菊池川、白川、緑川、氷川、球磨川、水俣川などの流域と宇土半島および天草島からなる沿岸域を定住生活圏の基本的な枠組みとし、この枠組みの中での市町村の再編成を図り、有明海と八代海は国と県の共同管理による広域的環境管理区域とする案を提起したい。

注

- (1) 山本太一「消費者ニーズの変化と農産物の流通再編」
高山敏弘編『都市と農村を結ぶ』(富民協会、1991年) 139～154頁。
- (2) 村奈良臣『中山間地域問題』(農林統計協会、1992年) 26～39頁。
- (3) 佐藤芳伸『ネットワーク「いのち」農業の文化と醸造文化』(日本環境協会、1994年)
- (4) 三菱総合研究所『社会アセスメント』(東洋経済新報社、1999年) 10～15頁。社会的価値を評価する基準としてアクセシビリティー、サステナビリティー、アイデンティティが示されている。
- (5) (財)宮城県地域振興センター編『中山間地域からの生活提案による新たな都市農村の交流のあり方』(総合研究開発機構、1996年) 中山間地域の農業・農村は、豊かな自然のもとで安全かつ安定した食料供給基地としての存在に加え、自然環境の保全を通じて水源涵養、災害の防止、環境維持の面等、都市の生活環境を支えている。また、安定した情緒、日本人の精神性を醸成する上で欠かせない自然環境の学習の場や、人間性とゆとりを育む空間を常に提供し続けている。
- (6) 熊本県中山間地域広域連携等推進研究協議会『広域連携推進に係るアンケート調査』(熊本県農政部1996) 18～22頁。
- (7) 精神・体力・健康など人間の生命活動維持増進していく上において、再生行為としての動的、静的なレクリエーション行為はストレス社会を生き抜く上で重要な行為である。
- (8) 中村修編『農家のための産直読本』(農文協、1993年) 13～19頁。

- (9) 保田茂「有機農業と産消提携」高山敏弘編『都市と農村を結ぶ』(富民協会、1991年) 194～210頁。
- (10) 高山敏弘前掲書、110頁。「農」には社会、環境、文化、産業の四性格を持つとしているが、本研究においては、教育も農の性格を語る上で欠かせざる役割機能と捉えている。
- (11) 三橋伸夫「都市・農村の共生と協働」農村計画学会誌18巻2号1999年、153～158頁。
- (12) 富永健一『行為と社会システムの理論』(東京大学出版会、1995年)168～190頁、佐藤慶幸『現代社会学講義』(有斐閣ブックス、1999年) 67頁、下田直春『社会理論と社会的現実』(神泉社、1994) 145～148頁をもとに地域づくりの循環的・回帰的アプローチ方法として図式化を図った。
- (13) システムが、環境と相互作用する中で、自力で自己の構造をつくり替え、新たな秩序を形成する性質のことをいう。組織が、自ら自己を変革・進化させていくメカニズムを明らかにしようとしたモデルのひとつであり、自己組織化の原動力を情報創造力においていている。また、組織文化は、いったん確立されると、それが組織の阻害要因になるので、継続的に新しい文化を形成していくためには、情報の創造的改良・改善による破壊を常に展開してゆかねばならない。
- (14) リゾームは、樹木と対立する概念で根茎と訳される。樹木は、系統樹の根、幹、枝、葉という秩序、位階制度的なものを表現している。樹木が、西欧の伝統的なヒエラルキー的な思考そのものを示すのに対して、リゾームは、地下を横走する根状の根のように、相互に関係のない異質なものが横の関係で結びつく。新しい関係や思考法を示す点から、現代の組織や社会理論に有益な示唆を与えていている。
- (15) 三橋伸夫は、農村計画の課題から「都市と農村の共生の姿」を遠隔交流型共生、ラーバン型共生、流域型共生を基軸にして、3タイプに類型化している。
- (16) 北村喜宣『自治体環境行政法』(良書普及会、1997年) 223～245頁
- (17) 生源寺真一「都市と農村の共生型関係：経済学からのアプローチ」農村計画学会誌18巻2号1999年、159～164頁。都市と農村との共生関係を、日常的に反復される人の流れに着目し、中山間地域と地方都市をつなぎだ圏域のモビリティーを高めることにより、大都市との交流を図る共生空間を形づくる中で、定住地域圏を設定し、双方向の交流による地域活性化を提示している。
- (18) 共生関係の経済的な効果としては、地域内のネットワーク化によってスケールメリットを生かし、新規事業の創発、産地形成が展開され、若者定住促進、雇用創出などの共通目標を設定し、都市との交流や販売戦略の統合を図り、地域イメージ（C I効果）を確立して「地域のブランド化」を進めることができる。社会的効果としては、地域資源の統合的な見直しや再発見によって、地域内の連帯意識を強め、相互調整と相互利用を可能にし、効率的な地域経営を達成させることが期待される。

4. かたちの問題と背景

(1) 現状

昭和45(1970)年の過疎地域対策緊急措置法に基づく自然休養村整備事業以来、都市と農村との交流をテーマにした交流施設が多く建設されている。この交流施設は、地域情報、地域経済の活性化拠点としての役割と機能を発揮する施設として位置づけられ、多数のイベントや交流活動が行われている。しかし、その意図を十分に発揮できず低迷している施設も多い。低迷する施設に共通するのは、その土地にしかない魅力である「らしさ」の追求や独自性を示す「こだわり」がないことである。補助事業に依存する体質からの脱却ができないため、先行事例を真似た金太郎飴的な施設を出現させている。また、施設経営の面でも產品開発等の「内発的発展」⁽¹⁾を目指した地域ビジネスの確立など、経営の理念と事業方針が明確に示されず、「あいまいさ」と「なれあい」の中で運営されている。

施設管理者の多くは、豊かな中山間地域を築くことを念頭において住む人々の暮らしの文化、技や知恵などの伝統を総合的に活用して施設の運営を行いたいとする意識を持っているが、現実的には地域生活者との連携の輪を広げられずにいる。地域の多様な「農の営み」を組み合わせ、訪れる人が常に新鮮さや豊かさを感じる演出や心のこもった「もてなし」による地域マネージメントを行うための地位と役割が施設の管理を担う人に与えられていないケースが多い。

地域生活者は自治体の領域範囲を超えて活動している。当然ながら利便性や効率性を生む施設を選び、施設のある地域に対しても広域的かつ高度な公共サービスの対応を求める。時代に対応した都市と農村との交流を展開するうえで、各市町村の個々の努力のみでは限界がある。広域的な連合による取り組みが、地域内の交流施設を活性化させ、地域内の連携を強化するためにも必要である。また、国民全体から農山漁村での安全な食料生産と供給システムに対する関心が高まるなかで、物見遊山の観光レクリエーションよりも農家民宿や農家レストラン等に長期滞在し、農作業、伝統文化や生活技術を通して農山漁村のくらしと知恵に触れることができる体験型余暇活動などの広域的な情報の提

供が求められている。

これらのニーズの高まりに対して、受け入れ側となる中山間地域の自治体や施設側では、農家との連携を強化し、イベント開催時だけではなく平日においても周辺農家との係りあいを深めるなど地域参加型の地域ビジネスに改善していくことが必要である。施設サービスの面でも心のこもった接遇接客など、何度も訪れても心がなごみ自分のふるさととして気軽に利用できる「かたち」をどのように取り入れていくかが課題である。そこで、低迷する交流施設が抱える問題点を整理し、問題を生み出す背景の分析を通して、地域生活者の参加と協働を促す「共生の場」の在り方を考えてみたい。

（2）内在している問題

低迷する交流施設の問題点は、次の5つに整理することができる。

第1の問題は、地域資源の評価や活用策が十分に研究されずに事業に着手しているため、地域らしさ、地域の特色などの地域性が發揮できていないことである。地域が有する自然環境、社会環境などを交流活動の中に生かしていこうとする問題意識が受け入れ側に育っておらず、地域のまとまりの面でもその意味が喪失し、希薄であるため、地域に住む人々を巻き込んだ形での交流事業の取り組みが展開できていない。

第2の問題は、人材の確保・育成を怠っているため、せっかくの施設を活かし切れず、持ち合わせた機能を十分に発揮できずにいることである。交流施設の事業計画段階、建設後においても組織運営の責任があいまいであったり、人材の発掘や養成を行っていないため、当初から接客・接遇の面でも都市生活者のニーズに応えられず落ち込んでいる。

第3の問題は、農村と都市との交流情報を相互に伝達するシステムが未整備であることである。現在の日本社会はモビリティー性の高い社会であり、一過性の交流ではなく、都市住民の健全な交流の意欲を創発させる交流活動に発展させなければならない。そのため、農村側が主体的になって都市側のニーズを汲み上げる情報ネットワークづくりが不可欠であるが、地域内で連帯意識が欠如しているため、コミュニケーションを円滑にする基盤が確立されていない。

第4の問題は、定住生活圏内における事業調整や、連帯意識の醸成を図る人

的交流や広域交流活動が実践されていないため、同一圏内で競合する施設が乱立する現象が見られることである。また、地域連携、広域連携が行政主導の連携組織であるため、農業を核にしたコミュニティ・ビジネスの展開や地域住民が主体となった交流活動がもう一步推進できていないのが実情である。今後、住民主導の地域運営に切り替えていくためには、官民協働のもとで地域経営のあり方を総合的に点検する必要がある。

第5の問題は、交流施設が地域活性化を担うコミュニティ・ビジネスの最前線であり、住民および企業間の総合調整機関であるにもかかわらず地域をプロデュースするコーディネーターとしての役割や責任の所在等の正当性が明確にされていないため、地域全体への存在効果が薄く、地域の活性化にも貢献できていないことである。このような施設は、管理運営等にあたっての創意工夫や参加・体験型の魅力づくりに対する配慮にも欠けているため、交流ニーズに対応できていない。

（3）問題の背景

上記の問題を生じさせる背景は、次のことがらに起因している。

第1に、地域住民の行政への依存体質が抜けきれず、行政も既存の制度システムに慣れきっているため、新たな環境に適合（Adaptation）していく機能が準備されていないことに起因している。地域生活者が自律的に行動できる意識改革と主体的に参画できる実効の場を整えていくことが大切である。

第2は、地域リーダーの政策と経営能力の欠如に起因している。広域的な情報の流れや人の動き、その広がりの中で、地域農業はどのような対応を考えるべきか、新たな情報化や交流活動の中で、地域にとってのアイデンティティをどれだけ高めることができるか、急激な高齢化社会の中でいかに高コスト施設運営をどれだけ効率良く実施していくか、などの課題に対して総合的に考えることができるリーダーの資質とリーダーを選ぶ地域住民の価値観が問われる。

「なれあい」の地域構造が「あいまいさ」と「もたれあい」の人間関係を生み出している。そこからの脱却、すなわち「このままではよくない」という危機意識を持たせ、そこから「こうありたい」という「共有目的」を設定させるなど、「動機づけ」を行う住民参加型の協働プロセスが欠けている。その協働プロ

ロセスを動かすためには、事業主体である行政において地域の改善目標や達成目標（Goal attainment）を示し、その役割分担などの機能を明確に示す真理にもとづいた合意形成が条件となる。

第3は、地域社会の統合（Integration）ができていないため、地域の持つ総合力を機能させることができないことに起因している。中山間地域農業の担い手は、現在、50歳以上の人々である。急速な高齢化や集落人口の減少などによる地域コミュニティーの崩壊は、地域管理の担い手を喪失⁽²⁾させている。地域社会の存続に対する危機意識・問題意識そのものが農山村全般に希薄化している。のために、都市と農村の交流が精神的かつ経済的な生きがいを呼び起こす意識を植えつける啓発と実践な政策の実施が必要である。また、交流施設は、農村の中にある地域資源を総合的に活用することによってその存在価値が発揮されるという原則に立つ場合、ただ温泉があるだけとか、レストランがあるというのではなく、もっと積極的に自分たちの「いとなみ」と「くらし」の中に、交流施設を関連づけ地域らしい個性と特色を発揮させる知恵を発揮させなければ、その事業は衰退するという原則も合せて認識する必要がある。その認識のもとで地域全体の総合力（地域力）を適正に発揮させ、その魅力を十分に演出できるリーダーの発掘と養成が、活力ある地域づくりを推進する上で欠かせない条件であることを考えなければならない。

第4は、対話と情報の不足による心の過疎を招いていることに起因する。交流がもたらす価値や社会的な規範が社会システムとして再生し、循環していない状況によるものである。このケースは行政主導型で先行している場合に発生している。行政システムとして常に人事異動があるため、事業の継続性などの面で問題を生じさせている。担当者が変わる度に協議内容や目標設定に変更が生まれ、それまで良好であったコミュニケーションが低下し意思決定が閉ざされている。この状況を解決する方法としての第1段階は、官民協働による連携を確立する体制づくりのもとで、図-1の地域づくりの制御ヒエラルキーを、地域づくりの段階的な連携目標として確認し合うことが必要である。第2段階は、動機づけによる共生意識や信頼の回復を図り、自我を規制し、自立・自助・互助⁽³⁾をうながす段階である。第3段階は、信頼のネットワークの強化に

より役割行動を明確にする個別目標設定を図り、内面化を通して協働する地域社会に参加をうながす段階である。第4段階は、協定や提携などにより、協働体制を組織化しその参画の中で自己実現に向けての「価値形成」が図られ、「地域文化の共同管理」⁽⁴⁾が積極的に行われる段階である。第5の段階は共同管理を通して行為そのものの「シンボル性」と「意義」の意味付与によりアイデンティティが確立される段階である。これらの段階は、地域の文化を維持発展させ地域内部に対して働きかける社会的安定化（Latent pattern-maintenance and tension-management）の機能である。「心の過疎」から地域を脱却させるためには、時間をかけて地域を再生させるプロセスそのものに価値がある、といえる。

図-1は、自立する地域づくりに向けての官民協動のプロセスであり、段階的な協議手順を踏まえて地域づくりのステップが地域のコミュニケーションによって循環的・回帰的過程を通して明文化されていく。これまで、十分に効果を発揮していない施設の多くが、このプロセスを「あいまい」にしてきた。この原因は、行政へ何かしてもらおうと「要求・要望」を挙げるだけで、後は受け身的な姿勢や、人の後からマネをしてついていくという「支配と依存」の体質⁽⁵⁾にある。これからは、地域住民自らが自分たちの住む地域について考え、主体的にまちづくりに取り組む姿勢等、分権型社会への移行に合せた住民の意識改革なしには進められない。それは、たとえば、行政のみで合併等を進めても、従来の体質が地域共同体（コミュニティー）レベルでの意識改革がなされない限り、根本的な改善ができないことを意味している。すなわち、共生意識に基づく意識改革なしには根本的な問題は解決できないことを意味している。今や、「行政=仕掛ける側、民=仕掛けられる側」といった従来の意識から脱却し、新たな行政との連携を再構築していく時代を迎えている。行政主導型ではなく住民自治を進める意味からも、常に新鮮な情報を誠実に提供していくシステムを確立することがこれから的地方分権において求められる最低水準要件⁽⁶⁾である。

第5は、住民が主体となって活動できる環境や様々な問題や利害関係を総合的に調整する機関の欠如に起因している。

以上の問題背景⁽¹⁾からも事業を立ち上げる計画段階、組織的な運営管理を行う段階を適正に総合管理するためには、制御・調整する（Coordinate）機関の機能性を高めることと調整者の役割と責任を明確にすることが不可欠である。この調整機関は、第2の背景をつくる地域リーダーの政策と人間的な資質に大きく影響されるだけに、明確な意思をもつ地域住民の台頭こそが地域共生のカギといえる。

注

- (1) 内発的発展は、欧米が工業化していった経験を元につくられた近代化思想ではなく、宗教、歴史、文化、地域の生態系の違いを尊重して、多様な価値観で、多様な社会発展を目指すとしている。保母武彦『内発的発展論と日本の農山村』（岩波書店、1996年）1, 3, 122, 145, 151頁。環境、生態系の保全及び社会の維持可能な発展を政策の枠組みとしつつ、人間の擁護、人間の発達、生活の質向上を図る統合的な地域発展を目標としている。地域経済の振興の視点からは、複合経済と多種の職業構成を重視し、地域内産業連関を拡充する発展方式をとる。そのため、地域にある資源、技術、産業、人材、文化、ネットワークなどのハードとソフトの資源を活用しながら、経済力の集中、集積する都市との連携により、地域の自律的な意志を高め、「複合経済の確立」と「自律的な地域振興策の展開」、「都市及び農村の共同事業の実施」等要件として示されている。特に、住民の参加と自治が、内発的発展を推進する上で重要な鍵となる。
- (2) 農林水産省編『農業の動向に関する年次報告』（農林統計協会、1999年）256～280頁。
- (3) 「自立」とは、「個」の確立であり、他に依存しないとする意味もあるが、個性豊かな自分を形成する意味もある。「自助」とは、自ら他を助け、自立によって利己的な「個」になるのではなく、他（この場合は、社会を含む）への自発的な働きかけを期待する概念である。「互助」とは、自助の輪が拡がることを指し、相互受容に基づく協働の活動によって、地域社会を明るく豊かにしていく概念として位置づける。
- (4) 中田実『地域共同管理の社会学』（東信堂、1993年）225～268頁。
- (5) 公と民の関係は、「支配と依存」関係にあったが、「自己決定」と「自己責任」を身につけた「市民」が、自分の住んでいる地域の環境改善活動（グランドワーク）や公益活動（ボランティア）などに主体的に取り組む成熟化社会を迎えていた。
- (6) 今里滋編『情報と交流のネットワーク』（ぎょうせい、1999年）100～106頁。自治体行政によるまちづくりから住民主体による協働型まちづくりシステムへと構造転換していく時代を迎えていた。地方分権において求められる最低水準要件として、「共有意識、共生意識、共育意識、共同責任、共同分担、共同管理」の6つの共通の場を通して、協働の可能性と新しい関係づくりを築くことが要件となる。

- (7) 佐藤慶幸『現代社会講義』(有斐閣ブックス、1999) 73~99頁。これらの背景からハーバマスのいうコミュニケーション的行為が成立するための条件である実効性、真理性、適正性、誠実性が欠如している場合に発生し、社会的、文化的再生産機能を担う構成要素である文化、社会、パーソナリティのシステムにさまざまな障害と危機状態をもたらすことが実証的に確認できる。

5. おわりに

これまでの研究から、交流施設の事業計画、運営管理段階において、地域が相互に補完し合うための調整機関が組織されない場合、交流施設の経営を悪化させ地域活性化を創発させないことが明らかになった。これまでの事業の多くが、「支配と依存」の体質からの脱皮がなされず「あいまいさともたれあい」の地域構造中で事業が推進されていることから様々な問題を発生させている。その元凶は、行政と住民が地域経営に対する最低水準要件を相互に理解し合う共生の場を持たなかったことがあり、また地域文化を発展継承させるための協働システムをコーディネイトする総合管理者が不在であったことにある、といえる。

持続可能な地域共生社会を構築するためのモデルとして、流域型共生を取り上げた。この視点から地域文化を共有する市町村同士がシステムの全体統合を図り、広域的に連合する関係性の構築が不可欠である。そのためには、共生意識を育てる交流活動を行政主導から民間主導へ段階的に移し、地域環境管理やコミュニティ・ビジネス等を行うコーディネーターの育成が急務である。

すでに、交流施設等をフルセットで揃える時代ではなく、従来の行政区域領域を越えた連携活動のもとで、施設を「使いこなす」「使いまわす」ことを前提に、地域共同管理による広域的な環境管理を考える時代ともなっている。過大な投入をせずトータルなライフサイクルから効率的な事業コストに配慮し、「最小の費用で最大の効果」を發揮し、持続可能な地域経営を行うことが求められる。その意味からも、地域の人材を総合的に活用したコミュニティ・ビジネスが広域的に展開できる活動領域を創造していくことが必要となっている。また総合的な視点から「その施設がなぜ必要なのか」を考えるためにも、地域

住民の参加のもとでひとつの共生領域としてのアイデンティティの確立を図りながら、地域経営に参画させる機会を設けることが住民の個性化と自立に向けての前提条件である。

今後の都市と農村との共生関係、ひいては今後の「地域共生社会のあるべき姿」を築いていくためにも、内発的発展の背景的基盤となるコミュニティ・ビジネスの再編・統合が、その地域の存在価値を決定づけるといつても過言ではない。それだけに地域住民が自由に参加し、連帯しながら地域の共同管理とその運営を自律的かつ自発的に担うことができる市民管理に向けての協働システムのあり方が今後問われてくるであろう。